

(仮称) 岐阜市未来ビジョン民間懇話会設置要綱

平成29年9月20日決裁

(設置)

第1条 (仮称) 岐阜市未来ビジョン (以下「ビジョン」という。) を策定するに当たり、広く市民、民間団体等から地域の実情に即した意見を聴取するため、(仮称) 岐阜市未来ビジョン民間懇話会 (以下「懇話会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンにおける未来の都市像及びその実現に向けた各種政策等の推進の方針に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 産業関係団体に属する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務についての協議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 第2条に規定する所掌事務に関し、分野別に具体的な議論を行うため、懇話会に分科会を置く。

- 2 分科会は分科会長及び分科会員をもって組織する。
- 3 分科会長及び分科会員は会長が指名する。

- 4 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。
- 5 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- 6 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する分科会員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 懇話会及び分科会の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行する。